

平成21年 第1回 築上町議会定例会会議録（第4日）

平成21年3月11日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成21年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑 イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	17番	繁永 隆治君
18番	田原 親君	19番	信田 博見君
20番	宮下 久雄君		

欠席議員（1名）

13番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君                      主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
会計管理者 .....	田原基代孝君	総務課長 .....	吉留 正敏君
教育長 .....	神 宗紀君	財政課長 .....	渡邊 義治君
企画振興課長 .....	加来 篤君	人権課長 .....	竹本 正君
住民課長 .....	遠久 隆生君	税務課長 .....	椎野 義寛君
福祉課長 .....	吉留 久雄君	建設課長 .....	内丸 好明君
産業課長 .....	中野 誠一君	上水道課長 .....	中嶋 澄廣君
下水道課長 .....	久保 澄雄君	会計課長 .....	川崎 道雄君
総合管理課長 .....	落合 泰平君	商工課長 .....	西村 好文君
環境課長 .....	出口 秀人君	農委事務局長 .....	後田 幸政君
学校教育課長 .....	中村 一治君	生涯学習課長 .....	吉田 一三君
審議官 .....	白川 義雄君		

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
工藤 久司	1. 臨時・嘱託職員の採用について	しいだサンコーからの人材派遣がなくなり、町が直接雇用する様になったが、採用方法と雇用形態をお尋ねします。
	2. 旧築城・椎田の格差について	合併して3年が経過するが国民保険税・水道使用料、又、職員の給与等はどの様に是正されてきているのか。
平野 力範	1. 京都議定書に基づく地球温暖化対策について	地球温暖化対策に関する「市町村実行計画」策定義務について
	2. 税の公平性について	税の徴収状況の推移について
	3. 未登記物件の処理状況について	処理の進捗状況と問題点を問うについて
	4. 職員及び特別公務員の政治倫理について	選挙運動や後援会入会活動を行ってよいのか。
西畑イツミ	1. 新聞報道による解放同盟移転補償について	集会所は1月に解体され約5キロ離れた別の集会所に移転したが、その集会所の使用料はどうなっているのか。 県の市町村支援課の見解について町長は、どのような感想をお持ちですか。 地番1080番5について、なぜ、売買の対象となるのか。 地番1080番3について、全て築上町の所有であったのか。 補償費は、いつ、誰に支払ったのか。 住民監査請求という制度があるが、この制度の内容及び手続きについて説明して下さい。
	2. 予防接種について	肺炎球菌ワクチンの助成制度の創設について。

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1 . 一般質問

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は昨日の続きの議員からといたします。

それでは、8番目に、3番、工藤久司議員。

議員（3番 工藤 久司君） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。通告には1番、2番と2項目ありますので、順番に質問させていただきます。

まず、最初に臨時職員、または嘱託職員の採用についてということです。昨日も塩田議員また中島議員のほうから質問がありましたが、その重複する部分もあるかとは思いますが、私なりにちょっと角度を変えて質問をしてみたいと思います。

まず、今までしいだサンコーから人材派遣ということで、95名の人材派遣の人たちがこの町で業務に携わっていたと思いますが、きのうの課長の説明で、95人の方に説明会を開いて、91名の方がまた再雇用という希望という説明がありました。本来この人材派遣に、旧椎田の時代だと思うんですが、した理由は長く雇用できるという、今までの臨時職員または嘱託職員となると半年ごとに交渉するとか、1年ごとに更新するとかというような御題目で町長も人材派遣に踏み切ったという経緯があると思います。

今度、人材派遣法もいろいろ変わって、しいだサンコー、ただいま人材がちょっと厳しいというような形になったということは、ある意味時代に逆行するんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、町長またもとに戻るわけですね。もとに戻ることにに関して率直な、今後の運営に関してもそうだと思うんですが、そのあたりの率直な町長の気持ちをまず聞かせていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。人材派遣につきましては、最長で3年間という制限がございます。3年以上引き続いておんなじ仕事がある場合は、直接雇用には切りかえないといけないという制限がございますので、それを超えて長期の雇用というのができないという状況がございます。

それと、新たな規定でも、原則3年という期間を設けておりますけれども、これにつきましては、特定の方を長く雇用するということよりは、広く雇用の機会を希望する方々に与えるといい

ますか、仕事についていただくという趣旨で一応原則3年という期間を設けております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 臨時職員にしる嘱託職員ですか、最長1年ごとの更新で3年という取り決めがあるわけですね。それも何かあんまり変わらないような気がするんですが、95人のうちの91名が再雇用ということでしたが、まず、その説明を、今までの人材派遣から今度雇用の形が変わるわけです、嘱託なり、臨時なり、また、臨時の中でも常勤、非常勤いろいろあると思うんですが、その説明をいつにして、その回答というか、95人がどれくらいの期間あって、また再雇用してくださいという期間があったのか、まず、いつに説明会なりあったのかを教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。説明会につきましては、具体的な日にちは記憶しておりませんが、2月にたしか3回に分けて説明会をこの役場で開いております。それぞれ勤務の都合がありますので、都合のつく方は来てくださいということで開いておりますが、やむを得ず出席できなかった方については、直接人事秘書係のほうに問い合わせをしていただく、あるいは来ていただくという形で御説明をしております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） この95人に関しては、今で言う雇用の、臨時雇用の対策に当たるわけですね。ですから、今の御時世になっているのかしれませんが、何か非常に守られて雇用を人材派遣から役場に雇用されて、派遣法が変わるなり、長期に雇用ができないとかというような理由で切りかわるにしても、何かここは一遍きちっとゼロに戻して採用するというふうなのが、私的には流れじゃないかなというふうに思いました。

3月の広報ちくじょうには募集要覧が載ってました。きのう課長説明したいろいろ勤務時間とか云々とか書いてありましたが、若干名という物すごく何人なのかというような募集の人数の項目にあったんですが、実際に何名募集する予定で若干名としたのか、何人あの広報ちくじょうで、臨時職員、嘱託職員なりを雇い入れたのかを教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。工藤議員おっしゃるとおり、今月の広報3月号で募集をしております。その中で、要綱の中で若干名という表現をいたしておりますけれども、具体的には95名中91名の方から雇用の申し込みがあったということで、4名が欠員状態ということになっております。これを4名ということで限定してしまうと、4名しか採用できないということになりますので、それぞれまた年度途中で、各課の事情に応じて採用しなければいけな

い事態ができたときに速やかに対応できるよということ、一応表現的には若干名ということにしております。

今回、もう既に今週の月曜日から申し込みを受け付けしておりますけれども、この方々については、台帳のほうに登録してその中から順次面接等も必要に応じて行いますけれども、採用して各職場に配置していくということになります。当面とりあえず4名の欠員補充は行うということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 単純に4名が欠員ということなんですが、では、この95人という人数が本当に適正なのか。実際にことし退職される職員が勤奨含めて14名いるという説明もありましたけども、そうなる、もっと必要なのか、じゃないのか、そういう議論になると思うんです。ただ、95名、今までしいだサンコーの人材派遣から手伝ってもらっていた人をそのまま入れることが本当に適正な人数なのかという疑問がありますので、その95人という、また人材派遣から、町が直接雇用するわけですから、95人という設定は適正だと思うのか思わないのか、課長よりも町長。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 適正か適正であるかというのは、これはそれぞれの判断であると思えますけれど、私は、本来なら多くの正規職員という形で雇用はしたいという気持ちはあるんですけどもそうはいかないと。財政の少ない市町村では、やっぱり国のたががはめられております。定員管理とか、そういう形の中で、類似団体等々と比較して、飛びぬけた職員の増員をみる。増員すれば、きのう申しましたけど、大分県の姫島、いわゆる給与水準を落として多く雇用するという形も、そういう形はあろうと思うますけど、姫島は、島でほとんどもう産業がないと、漁業だけだということで、そうすれば、やっぱり島に残れば職員で採用、そして、フェリーがあり、病院がありということで、そういう形で200名以上を超える、300名近い職員がおると聞いてますけれど、そういう特殊事情のある市町村とは違うということで、一応私は、職員数を200人体制と、200人ぐらいが適正な形ではなかろうかなということで、合併時250人ほどおりました。今は220人割って、210数人、はっきりちょっと頭には発表できませんけど、まだ200人ちょっと超えておるとということで、200人体制を目途に一応採用計画をやっていこうということで、今しておるところでございます。

だから、ことしの4月には6名の14名の中の6名、これは試験を公募という形、この中でも、今臨職で来ておる方も試験を受けたりとかいう形で、過去には試験に合格して臨職の方が本職員になったという経過もございますし、そういう機会は当然皆さんもあるわけでございますし、臨職で出ながら職員の採用試験を受けていくと、そういう方向性は当然年齢制限もしておりません

し、もうとにかく広く、分布層が偏っておるというふうなことで、それぞれバランスよく年齢層を確保するためには、やはりもう年齢制限しないほうがいいんじゃないかということで、受験年齢は制限していないと、こういう格好で職員体制を築いていこうと、このように考えております。議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 95名が妥当だろうということで、91名プラス4人、また随時不備があった場合は、採用をしていこうというような回答だと思うんですが、多い少ないというのは内情的なもので、執行部なり各課の課長なりがいろいろ要望してそういう形になるのであれば、それで95が適正なんだろうという形なんです、特別な保健師さんとか給食調理員さんとか、あと幼稚園の保母さんとかというのは、これはもう特別な能力を持っておる人ですから、それは本当にもっといえば、職員的に扱ってもいいんじゃないかなとは思いますが、行政一般的なものをお手伝いする方も何人かいますよね。僕は、そういう人ぐらいは、今のこの御時世を考えると、もう少し広報の若干名じゃなくて、広く公募して、今職をなくしたりとか、実際働くところを探している人たちに救いの手を求めるというのも一つの方法じゃなかったのかなというふうに思うんですが、今後のそれは町長なり、採用するときそういうのも勘案していただきたいと思います。

もう一点、採用の広報の中に気になる点が、きのうも課長の説明があったんですけど、年齢制限が63歳ってなっているんです。63歳というのは、物すごく僕は中途半端やなときの間聞いたときに思いました。実際、広報ちくじょうを見ると63歳になってましたので、どこから63歳という数字が出てきたのか。60歳なら60歳でもいいだろうし、もう少し上の65なら65、もっといえば70ぐらいまででもどうだったのかなという、何か中途半端な数字だったんで、これ63歳というのは、どこからどういう定義で出てきたのかわかれば教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 今度サンコーから町のほうの雇用ということで予算査定した中で、一番定数、今現在95名を91名ということですけど、これはあくまでも事務の急激な低下、それと、住民サービスの低下と、そこら辺を勘案して現行の案で、それと財政的な面を考慮したところでございます。

そして、今、中で63歳、これについては切りかわる時点で、各近隣市町村の比較表というか、それをつくりまして、先ほど言いましたように、保健師さん、看護師さん等について、やはり均衡な日額の報酬なのかどうか、そして、臨時職員についてどうなのかどうか、そこら辺を十分検討しております。その年齢についても、60なのか65なのかということも懸案したんですけども、比較的、近隣市町村の中で63という数字的な部分が多かったんで63、それとまた、

60歳定年になって再雇用といいますか、特別なあれで雇う方もおられますし、そこら辺は3年という見方で63ということで一応設定はいたしました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 年齢が63だからどうということじゃないんですが、何か63というのは、60歳で例えば定年退職をします。そうすると、嘱託職員は1年ごとの更新で3年までという説明がありました。そうすると、例えばですけども、役場の職員、退職されて、普通60で退職します。ちょうど63というと3年になるんで、そういうところも考えてたのかなという、僕は勝手にちょっとそう思ったんですけど。

それと、ちょっとそれはまた後でやるとして、次に、この件なんですけど、賃金の件をちょっといいですか。実は、きのうの説明で約3,000万強削減できたという1億9,000数百万が1億6,000数百万に下がったというのは、賃金が下がったからこういう数字になったという認識でよろしんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。総額的には3,000万円程度減額になっておりますけれども、きのうでもちょっと御説明申し上げたかと思っておりますけれども、従来、サンコーさんのほうと町のほうで業務の委託契約を交わしております。それにつきまして、その契約料について5%の消費税がかかります。ですから、まず、これが直接雇用になりますと、その5%分が頭から減額できていると。総額で十五、六%ですので、そのうち10%が御本人たちが受け取る賃金、報酬の減額分と、それと、サンコーさんのほうの手数料、合わせて10%が減額になっているということでございます。ですから、御本人たちも幾らか下がっておりますけれども、この額につきましては、近隣に比べて額は高いものについては、近隣並みに引き下げておりますので、少し下がる方々もいらっしゃいます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 賃金が下がった、その事務手数料的なもの、契約的なものが直接雇用と、実際に株式会社を通してその事務手数料とまた消費税等々下がったから下がったということなんでしょうけど、本来、ある今回も人材派遣から移行する方で、説明会のとくにあんまりそういう説明がなかったという話を聞いたんですが、大分給与が下がったと。その下がった説明が余らないと。どういうことを言いたいかというと、町はただ臨時職員だから幾らとか、嘱託職員だから幾らとか、非常勤だから幾らとか、常勤だから幾らというような設定をしてるぐらいで、本当にその業務的な内容というのはわかってるんだろうかというちょっと話をしたものですから、大分下がったらしいです、その方は。そうすると、今の御時世ですから仕方がないだろうという、



その方の認識なんです、やっぱりそれなりの説明がしてほしかったという話をしましたので、先ほど説明会云々ということも聞いたんですが、その方が言うには、2月の25日に説明があって、27日にはどうなのかという、回答せと、2日間しかなかったそうです。給与の提示があったわけですね。例えば1,000円が700円になりますよとか、800円になりますよというような提示があって、どうしようかというけども、今のこの御時世だから、もう一度したけども、そういう説明をしてほしかったということを書いておりました。

賃金が下がったということは、今まで高い賃金というか、株式会社サンコーに払ってたわけですよ。手数料等々もあるにしても、なぜその段階でもう少し抑えるような、サンコーとの業務契約の中でそういうことにならなかったのかあったのか、そういう折衝の中で、これは、しんだサンコーの勝ちだと思うんです。勝ちというか、企業努力で築上町から委託契約料をもらってたわけですから、実際ぼんと切られたらぐと下がると、働くほうは。ですから、やっぱりそこら辺、何かいきなりぼんと切られるというか、賃金が下がるということに関しては、働く側から言わせれば非常に説明もないしということの憤りを感じてるみたいなんで、今までその3,000万円弱、強が下がったということに関しては、ある意味町としてはいいことかもしれませんが、今まで高いのをじゃあ何年間も業務委託して払ってたということを見ると、もっと早くじゃあもう高いから、近隣市町村にあわせておとしたのもあるということであれば、そういうふうにしたほうがよかったんじゃないかなと今思えば、結果的に人材派遣業云々とか、最長で雇用できないとか、1カ所に80%以上やったですか、雇用しているところはもうだめだとかいうのがもう引っかかって、こういう形で臨時職員なりまた嘱託職員に戻らざるを得なかったということに関しては、物すごくサンコーにそのままいいようにやられたという言い方おかしいですけど、何かいいようにされてたのかなというような感じもしますので、そのあたり町長、先ほどもちょっと聞きましたけども、冒頭聞きましたけども、人材派遣から、また、昔のような雇用体系に戻るわけですから、そのあたりっていうのは、町長の最初の人材派遣を始めた趣旨と違いますよね。ですから、そのあたり、またもとに戻ることにに関して町長どうですか。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。

副町長（八野 紘海君） 先ほども説明しました、合併してちょうど3年目ということで旧椎田、旧築城、その賃金体系もあったかと思えます。それで、なかなか是正というか、均衡を図るということはちょっととれてなかったんで、この機会にもう各職種といいますか、先ほど言いましたように、調理員、保育士、栄養士、看護師、助産師、レセプトとか用務員さん、いろんな職種がございます。それについて、県内市町村、県外市町村等のホームページで今条例規定等は見られますので、そこら辺を十分参考にして、例えば、資格を持っている人はこれぐらい、保健師はこれぐらいというような形で均衡あるというか、この機会に改正というか、改善をしようというこ

とでやったわけです。要するに、もうこの機会に改め改善を図ると、それにあわせて要綱を3つ、嘱託の常勤、非常勤、臨時職員の要綱を3つつくっておりますし、もうこの機会に改めてその要綱からその賃金等を改善といいますか、改正をしようということで図ったところです。それにあわせて予算計上をしたということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） これを機会にということであれば、もっと早く本当見直しておけば、3,000数百万という人材活用費は払わなくてよかったと。何か渡りに船じゃないですが、これを機会だからみたいな、何か場当たり的な感じもとれますので、そのあたりは、実際下がっていることに関してはあれなので、あとはきちっと業務をしていただいて、きちっともう少し職員を採用するにしても、もう少し広く公募をするなりしてしていただきたいなと思います。

済みません。最後に先ほどの件なんですけど、よく世間で天下りどうのこうのとかいう話がありますが、本町ではことし14人の職員が退職されますが、その方がまた4月になったら、どっかの箇所におるとか、そういう天下り的なことというのは、単刀直入に聞きますが、ありますか、ないですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 議案質疑でしたか、集落支援制度、新しくできた地域活性化、そういう部分、あと検査員とか、ちょっとまだ具体的に人事を含めてどういう配置かというのをあれしておりますけども、数名雇用する予定にはしております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 14名の中から雇用するということであれば、ないという答え期待してたんですが、あるとなれば、退職をされるわけですね。退職をされて、雇用する、どうしてもその方じゃないといけないわけですか。先ほど言ったように、もう少しそういうところを少し町民というか、そういう方を雇用するべきじゃないんですか。ですから、退職される方は、何でかということ、産業建設委員会で視察に行ったときに、ちょっとそんな話、冗談話なったわけです。建設課長の、内丸課長におまえというふうな話になったときに、僕はそんなことせんよと、ああそうですねという話を、冗談紛れでして、実際14人の方がやめるとなると、いろんな不備も出るんじゃないかなと。それをやめる方をまた採用するというのは、これ俗に言う天下りではないかなと私は思うんです。

ですから、この年に退職勸奨が4人ということですけども、10人の方がやめるということは、もう合併当時からわかってたわけです。来年はもう少しやめるでしょう。ということは、それで今の職員では対応できないということは、それこそ本当に町長なり執行部に、課長が課長の下を育てなかった、そういうことじゃないかなと思うんです。そういう人たちに頼るということは、

やっぱりそのあたりというのは、町民の方も言ってますし、それを天下りという言葉はあんまりよくないかもしれませんが、そう言われても仕方ないような感じの採用は私はしてほしくないと  
思います。

そのあたりはまた採用時に本当に必要なのか必要じゃないのかということをしっかり議論して  
いただいてやっていただきたいなと思います。

天下りに関してはしてほしくないとすることを申し添えて、この質問は終わります。

次に、旧町の格差についてということで通告をさせてもらっております。

まず、国保税に関してなんですが、3点ほどちょっと上げさせてもらってるんですが、国保税  
に関して、これは私の自分の所管の委員会じゃないんですが、委員会でも住民課長に3年たつた  
ら税が一緒になるんだから、椎田のほうは変わるわけですから、保険税が上がる世帯が出てくる  
だろうから、早めからそういう対策なり、町民の方に啓蒙とかしておったほうがいいじゃないで  
すかということは言ってきました。今回も広報ちくじょうにその件が載ってました。3年たちま  
したが、いつぐらいをめどにこの3方式に、旧椎田が考えているのか教えていただきたいと思  
います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課、遠久です。今度、国保税が合併協議会時におきまして、不  
均一課税3年間しておったものが3年過ぎまして、今度均一課税、旧築城、旧椎田が同じ国民健  
康保険税の課税方式が一緒になるということで、事務も進めております。それで、今度、旧築城  
のほうは3方式で、課税方法は変わらないわけでございます。それで、今度、旧椎田のほうも、  
今まで4方式だったのが、4方式といいますのは、応能割が所得割、資産割、それから、応益割  
が均等割、平等割とその4方式で課税しておりました。今度、21年度からは旧椎田は応能割が  
もう資産割がなくなりまして、所得割、均等割、平等割、この3方式に変わります。変更されま  
す。

それで、厚生文教委員長の平野委員長からもいろいろ御指摘がありまして、早目に住民にどう  
なるよくなるよということをお知らせしなさいという御意見いただきまして、うちのほうもい  
ろいろ検討しましたけども、現在、税の申告がっております。それで、所得がある程度数字が  
固まらないと、うちのほうもいろんな試算ができない、試算してもへんな形の数字しか出ません  
ので、今は申告が終わりまして、5月に入ったらある程度の所得が決まってくると思います。そ  
それで、所得がある程度、数字が固まった時点でいろんなケースを想定しまして、まず国保運営協  
議会のほうにいろんなケースをパターンといいますか、それをお諮りいたしまして、そして、あ  
る程度、どういう形でいくということを協議会で、運営協議会で諮問していただいたら、6月議  
会におきまして、この税方式でしたいという提案したいというぐあいに現在考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 3年がたって、いよいよそういう格差というか、不均一課税だった分が上程されてくるのかなと思います。

ただ、心配なのが、国保税、今課長の説明のとおり、5月に所得が出てきて、それをシミュレーションをして出すといっているときに、非常に上がる人が出てきたときに、何か混乱があるんじゃないかなと思うんです。例えば、協議会の中で、もう少し柔らかに課税をしていこうとか、3方式にあわせるにしても、率のへんはちょっと私よくわかりませんが、もう少し緩やかにあわせていくような話というのはないのでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課、遠久です。工藤議員がおっしゃるとおり、旧椎田の場合は資産割がなくなりまして、所得のある方がぱっとふえる可能性がございます。資産ようけ持っている方は資産割がなくなるので、あんまり影響はないかなというぐあいに、想像でありますけど考えておりますけど、そのところ、状況、先ほども言いましたように、どういった形に今度なるかというのが出ましたら、そこは段階的にどうするかということも、国保運営協議会の中でいるんな形でやっぱり御相談しながら、一番住民の方がやっぱり納めやすいというか、納得していただくような形で、一番いい方法をとりたいというような形で、委員の方々の意見を聞きながら決めていただきたいと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 3年たったから、それは3年前の協議会で決められたことで、それが今のこの時代に合っていないというか、3年たったんで統一せにゃいかんのでしょうか、それが今御時世というか、案であれば、それはそのとき決められたことなので、国保運営協議会なりとかで、もう少し段階的にやっていかないと、ある世代にそういう所得の人に大きな負担を強いられるということであれば、そういうケースも出てくるのであれば、今の課長みたいな形で、段階的というのはもう当然考えてやっていってほしいなと思いますので、そのあたりは、よろしくお願いします。

次に、水道使用料の件なんですけど、これも、3年たちまして、統一をしなければいけない一つの懸案事項じゃないかなと思います。旧簡易水道とで大分使用料の差がありますが、このあたりは、どのような話し合いなされて、いつぐらいに統一をされるのか、そのあたりの考えがあれば教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課の中嶋です。ただいまの質問にお答えいたします。旧築

城地区では、築城地区簡易水道と築城中部地区簡易水道の2つの認可区域があります。築城地区簡易水道は、企業団からの受水で給水をしており、基本料が、10立米2,100円、超過料が1立米210円となっています。

築城中部地区簡易水道は、専用水道を昭59年に同和対策事業で整備され、簡易水道として創設されました。基本料は1,000円、10立米当たり1,000円、超過料1立米当たり100円となっています。

椎田水道事業は、基本料2,100円、超過料1立米230円で消費税が別途となっています。旧築城地区では、滞納者に対して、給水停止措置を行っていませんでしたが、平成20年3月から給水停止を実施して、現在、料金統一について調整期間等を考えながら検討中です。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 今の中部地区ですか、1,000円というのは、あとの2つは超過が若干違う、椎田と。これもやっぱり急にまたさっきの話じゃないけど、1,000円今までいただいてたのを、急にどんと2,100円に合わせるとなると、やっぱりそこら辺はきちっと説明して、その地域の方に説明をして、理解も得られないとその会計上また不備があるんじゃないかなという気がしますので、そのあたりも段階的にということも視野に入れながらやっていったほうがいいのかなと私個人的には思いますので、そのあたりも協議会の中でまたきちっと検討をしていただきたいなと思います。

次に、職員の給与等についてということなんですが、これが一番格差があったような気がします。合併時の協議会で記憶では、合併後速やかに調整するというような、みんな項目だったような気がするんで、たしか職員間の給料の差もそうだったんじゃないかなと、副町長笑ってますが、そうやったと思います。一番、42から3ぐらいの表がずっとグラフが差があったような気が当時するんで、その後、どのような形で給与の格差は是正されてきているのか。3年たちましたので、まだまだ是正はされてないと思いますが、どんな取り組みで、職員間の給料の是正をされてきたのか質問します。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。旧2町間の給料の是正につきましては、まず旧椎田町のほうが合併前に一度調整をやっておるようでございます。合併後、平成19年1月に最高2号級の引き上げという形で是正を行っております。当時の職員244名中、この是正を行った職員が62名ということになっております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 是正はそうやって2号給、62名の方の対象で行われてきたと。単刀直入に聞きますけど、では、グラフが分かれていたのがもう一緒になったということですか。議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。職員の個々の給料というのは、例えば、同じ年で、同じ年に役場に入っても、その後の昇任昇格の時期がそれぞれ違いますので、現時点で同じ年の職員で役職も同じだから、同じ給料というわけではございません。そういうことで、是正を行ってもなおかつ同じ年の職員でも給料に差があるというケースはございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） それは本当そうでしょうね。同じ年齢でも入った年数が違うと、それは当然ありますよね。高校卒業して入ったのか、大卒で入ったのかそれはわかります。じゃなくて、合併時にたしか格差があったというのは現実です。それが、3年たってどう是正されてきているのかということなんです。だから、今言うように、それは当然違うというのは当然だと思います。ですけども、実際に格差というのは合併時にあったわけですから、それが3年たって、合併時のその協議会の中では速やかに調整するという項目であったんであれば、どういうことをされてきたのかなという質問です。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。是正につきましては、先ほど申しましたように、62名の職員を最高2号給ですけれども、ですから、1号給もしくは2号給引き上げるという形で調整をしておりますので、これをもってもう是正ができているというふうに思っております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 椎田の職員はそう是正できていると思っているんでしょうか。という疑問があるんですが。たしか55歳ぐらいからもう昇給停止かなんかだったです。ということは、その当時、合併の当時に差がついた人というのは、そこでもう頭打ちなわけですから、それはずっと平行線に行ってるんじゃないんですか。何が言いたいかということ、やっぱり同じ仕事をする上で、そういう格差があると、気持ちの問題というのもどうなのかなと思うし、本当にやる気をそぐんではないかなと。皆さん職員の方わかっていると思うんです、そのあたりの格差というのは幾らぐらいあるのかというのは、よく何か課長職で2万5,000円とか3万円差があるとかというふうな話は当時聞いてましたし、今もそうあるのかどうかというのはわかりませんが、同じ仕事をして、それが差があるということはいろいろ退職金とか、また、賞与に関しても差が出てくるということですから、そのあたりというのはどうなのかなと。きちっとあわせるということは、これは不可能かもしれませんが、上げるなら上げる、また下げるなら下げるというきちとした方針を出してやってきたのかどうかということ、町長にお聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には先ほど課長の申したとおり、実質椎田の職員のほうが給与は安うございました。大体平均すれば4号安かったというふうなことがございます。だから、合併前に2号調整して、合併後速やかにしようというふうなことで、先ほど申したとおり2号俸やと。それでもなお、格差のある方おります、実際。というのは、先ほど言った雇用の期間数の問題とか、それから、早く係長、課長補佐、それから、課長になった人と。そこで、一つ問題になるのが非常に築城の出身の職員、課長補佐が合併時多かったわけです。椎田は少なかったということで、この格差はございます、実際。だから、この問題どうしようもない、今ポスト、全部じゃあ椎田課長補佐にせよというても、それは、私はするわけにはいかないから、あと実力を勘案しながらそういう形で、役職に昇格していくという形にしかねないし、築城町時代に課長補佐になった人を格下げというわけにもいかないということもございます。そういうことで、若干まだあるとは思いますが、あとは人事面で何とかしてクリアしていかなくやいかんかなと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 町長の答弁のとおりだと思んですけども、本当にこれでいいのかなという思い、今の町長の意見が課長なり、課長補佐なり、また係長ぐらいまで差があると思うんです。4号給下がったのは2号給合わせたといってもやっぱり差があると思うんで、そういう、先ほども言いましたけども、やる気の問題ですよ。そこら辺というのが一番大事だと思うし、築城が、職員がどうのこうのじゃないんです。それは、やっぱり合併時にそういうことも含めて合併したわけですから、速やかに調整するというので、協議会で申し合わせしたわけですから、そこは速やかにやってほしいし、今、まだそういう差があるんであれば、きちっとそのあたりを職員に説明するなりして、町長の考えなり、今後こうやっていくからということの職員に対する意識づけをしていってもらわないと、中にはもう差があるから、こんな程度でいいのかというと、町民が不幸ですから、そこら辺はきちっとケアというか、していってほしいなと思います。

格差に関しては、先ほど国保税と水道料金に限って、今度は職員の限ってまだまだあると思いますんで、その辺は町長指導のもと速やかにきちっと調整できるものはする、町民に対して説明する説明責任ありますので、そのあたりは地区懇もするということなんで、きちっと説明して、何か時期になると窓口が混乱したとか、苦情の電話があったとかいうことのないように、対応していってほしいなと思います。

終わります。

.....

議長（成吉 暲奎君） それでは、9番目に15番、平野力範議員。

議員（15番 平野 力範君） 質問項目がちょっと多いんで、まず最初に訂正をさせていただきますが、3番目の質問の項目、問題点を問うというところで終わってるはずなんですが、について、余分の分がついてますので、これ削除してください。

まず、京都議定書に基づく地球温暖化対策についてを質問させていただきます。地球温暖化対策は、1997年、全世界から主要国が集まりまして、京都議定書が採択されておりますが、地球温暖化対策というのは、いろんなところで取り組まなきゃいけないことですが、我々一人一人が基本的には心がけなければならないことだと思います。ただ、今回質問させていただく地球温暖化対策に関する市町村実行計画の策定義務について、これが義務化されております。これがまず町長に質問いたします。策定義務に関して知っていたのかどうかということをお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 僕は把握してなかったです。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 課長のほうはまた後で資料を渡してますのであれですけど、お答えいただきたいと思いますが、これは、平成11年に地球温暖化対策の推進に関する法律というのが、10年の10月に公布されて、11年4月に施行されております。法律ができています。その中で、地球温暖化対策に関する基本方針、平成11年4月9日に閣議決定され、国、地方公共団体、ここに該当するわけですが、事業者等々が基本的事項として、地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の内容についても定められております。その中で、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の中に、都道府県及び市町村は、基本方針に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画を策定するものとするという策定義務が義務づけられております。これを知らなかったという、これは、町長が何年に、旧椎田町時代からこの法律はあるわけですから、もうなってからも当然知っとかにはやらなかったはずであります。この計画の期間として12年から16年の5年間の間につくりなさいという期間まで設定されておるわけです。これをずっとやってきてなかったということです。やはりこういう地球温暖化に取り組む姿勢として、全世界、または個人個人が対応しなきゃいけない中で、一番中核となる役場がやってない、また知らなかったということでは、地球温暖化、これ日本の地球温暖化もこの京都議定書6%削減するという目標に定められておりますが、実際には9%上がっております。温暖化のレベルに逆行しております。というのは、やっぱり市町村レベルでもこういう怠慢というか、実行されてない部分が多いということが日本の温暖化にも関係しているんじゃないかなと思います。

これは、ちょっと担当課のほうでは、とりかかってはいるようですが、これ環境課だけでやる



べき事業じゃないんで、この中に4項目にありますけど、実行計画策定のための体制づくりということで、実行計画は全庁的な組織を、全庁的な取り組みを目指してものでなければならぬと。計画の策定過程において、多くの全庁的な調整や合意形成を図ることが必要である。関係部局のメンバーで構成された庁内検討組織を設置するというのに、こういう、これは国、県から来てる書類です。それを、今までは担当課が時間かけて少しずつやりかけて、また成案にはなっていないみたいですけど、全庁的な動きでなければ効果がないんで、町長その辺どう考えますか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 平野議員済みません、ちょっと中に入りまして、地球温暖化推進に関する法律の第8条云々というやつは、全く町が知らなかった、存じなかったということではございません。旧椎田のときに、この計画案というのは策定、案は私も作成をして、案的には作成しております。

それで、今パソコンですので、フロッピーのほうに入っております、昨年かいつか、この問題については必ず法律ですのでつくらにゃいかんぞということで、担当係長のほうにはフロッピーを移して、担当課のほうには申し添えております。

そういうことで、町が知らなかったということではございません。旧椎田のときにはきちんとその法律案に沿って素案については策定はしておりますので、新たに合併して築上町になっておりますので、新たな計画案を担当課のほうで作成させたいと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 副町長は、担当者でそういう形で検討しておったということやけど、私は、平成10年の11月4日の日に町の役場をやめております。それまでは、役場ずっと30年勤めてきまして、そして、町長になったのが平成14年の1月14日ということで、そのときに本当は引き継いでもらえればよかったんですけど、引き継いでもらってないということで、こういう法律があつたというのは、私は存じてなかったということで、早急に法律があれば、この計画書はつくるべきだろうと思っておりますので、十分事務のほうに早急に次の議会に出せるように頑張りたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 私が質問しているのは、全庁的に組織挙げてやるか、担当課に任せておるから、成案ができたなら皆さん諮ります、それじゃだめなんです。これ、町の実行計画に定める措置の内容に関しては、例えば、財のサービスの購入、使用に当たっての配慮、それから、建築物の建築管理等の当たっての配慮、その他事務事業に当たっての環境保全への配慮、職員に対する研修等、これは財政課、産業課、環境課、総務課、執行部全般にわたっているわけで

す。これ人がつくったものを、そんなら守れっていったって、それは簡単にしませんよ。だから、私が言うのは、最初からつくる時から、全部課挙げて、課長級を集めて会議やって成案をつくらんと実効性がないでしょうということを話してるんです。だから、町長どうしますかと、町長は、全庁挙げてやりますかということを質問しよるんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） それは、ケース・バイ・ケースです。やっていかなければいけないと思っておりますし、あとは町民の皆さんにいかに理解してもらおうかという、これがやっぱり僕は大事だと思います。そういう形の中で、これはないにしても、いろんな形で地球温暖化事業ということで、いわゆるバイオエタノールの関係、それから、BDF、いわゆる家庭用の廃食油の有効利用ということで農機具に使っていきこうやないかと、こういう形ではやっていっております。それから、車にしても、公用車はハイブリット化していきこう。これもやっぱり町民の皆さんに、そういう形でとにかくCO<sub>2</sub>は出さないようなひとつ機運を高めていくということで、ごみも今までは外で燃やした家庭が多かったわけでございますけれど、非常に今これが少なくなってまいりました。そういう啓蒙自体はどんどんやっておりますし、とにかくそういう形でひとつ計画書をつくって、これは町民の皆様にも周知徹底してもらおうということは当然やっていかなければならないと、このように考えております。それを全課を挙げてやれという、全課もそれぞれの仕事を持っております。そういう形の中で、この成案ができたなら職員も当然理解はしなきゃいかんし、その理解したら実行していくと、これは当たり前のございますし、そういうことで、全職員、全課を挙げてこの会議に参加するということは私はできないものと、このように考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 部分的にということ、それは確かに取り組んでいる部分もあるんです。これを言うてくる前に先進的に取り組んでいる液肥とか、そういう部分で先進的に取り組んで部分はあります。しかし、例えば再生紙の利用とか自転車の活用なんていうのもあるんです。だから、これは、意識そのものを変えていかなきゃならんということで、ここに私が先ほど言うたように、全庁的に取り組まなければならないというふうに、これは、ここに書いてあるわけ、上から来た書類の中で。だから、私が言いよるんであって、それはもう場合場合によるかということじゃないんです。こういうふうに全庁挙げてやりなさいというふうに来てるんです。だから、私は少なくとも、こういう今言った、財政課、産業課、環境課、総務課、それに執行部が入るような体制で、ここで少なくともぱっと見ただけでわかるような課を、課長級を集めて会議すれば、これはもう全庁挙げてやったということにもなるじゃないですか。だから、それをするのかしないのかというんです。環境課の係長かなんか、その書類今つくりよる、それで任

せとってでき上がったもので、それでいいですかって、それでいいんじゃないんです。それを聞きよるんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 必要があれば、それは各課関係協議をしながらやっていくとうことで、すべてをあなたの言うように、はい、こうしなさい、はい、やり直すというわけにはいかないって、そういう形で私は答弁しとるんです。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 今の話では、全庁挙げてやるというようなことにはならないようです。もうこれは実効性が疑われる計画ができて、そういうものになりそうな気がします。とりあえず、この法律に基づいて策定していただいて、その実行を推移を見守っていきたいと思います。

次に、税の公平性についてということで、ちょっと済みません、今の町長とのやり取りだけで終わってしまったらこれ意味がないので、担当課長の考えを聞いておきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 環境課の出口です。この地球温暖化に対する問題は、議員さんが言われるように、13年前ですか、京都議定書から始まった問題でございます。議員さんの一般質問に資料が出てきた時点で、ちょっと今までの、私も昨年の4月に赴任しまして、詳しいことがちょっとわかりませんでしたので、県のほうに、今どれくらいの市町村がこういう策定をしているかということで問い合わせをいたしました。福岡県66市町村のうち、現在この市町村がこの市町村の実行計画、全体の今言われるように、地域全体が取り組んでいるかというところはまだ把握はしてないと、そういうことで、市町村だけの実行計画、これにつきましては、私どもの築上町におきまして、庁舎管理におきまして、財政課のほうから公用紙のコピーの再利用とか、それから、電気を消しなさい、いろんな項目を指摘されてきております。そういう中で実際に今やっているんですけど、まだ、公表といいますが、福岡県全体に公表していないところが事実でございますが、県におきましては、昨年の資料からいいますと、今福岡県に66市町村ございます。そのうちしている市町村が26市町村ですという回答をいただいております。これ昨年の19年の12月の資料でございますが、環境省の地球環境局のほうから、今京都議定書に定める約束の期間におきまして、市町村のレベルでは、相当程度の市町村、公共団体が未策定となっているというようなことが言われておるわけでございます。ですが、今議員さんから言われました、課長の考え方ということをちょっと言われましたので、それに対しての答弁をさせていただきますと、昨日、昨日とかちょっと前、私もテレビでこの問題は関心があるんですけど、一言この地球環境破壊に対する現状を一言で表現すれば、環境破壊は地球の生活習慣病であると。皆さ

んここにおられる方は、皆さんはもう地球がどういう状態になっているかということは御存じだと思います。細かいことはわからなくても、これは、皆さん知っていると思います。ここにおられる方も知っていると思います。ですが、わかっているけどできないと。なぜできないかということが、今の現在からの脱却ということが非常に難しいということでございます。と思います。そうかといっても、今後次の世代に残すためには、人類、町民というよりも、人類、国民、県民すべてが、地球人がこの問題に携わらないといけないのではないかと、私はかように思っております。自治体の責任といたしましては、この問題を意識を町民の方にすべて共有するような啓発啓蒙活動はこれからも続けていくべきではないかと、かように思っております。議員さんから課長の意見ということで言われる、ちょっと生意気なことを言ったかもしれませんが、私はそのように思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） ちょっと官吏にこの意見書の実行計画の策定状況も言ってもらおうかと思ったんですけど、まだ白紙状態ということでよろしいですね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） いろんな役場としての部分は現在これを白紙状態、やることはやっていると思うんですけど、それをまだ公表していないという状況でございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 早急に策定していただきたいと思います。

ちなみに、この辺では上毛町が実行計画をつくっております。ここでは、町長、副町長、教育長、各課長で組織する管理委員会を設けて実際に推進体制をつくっております。そういうことで私は参考にさせていただきたいと思います。

次に、税の公平性についてでございます。税の徴収状況の推移について、ここ近年の合併してからの分しかないかと思いますが、税の収納率及び徴収状況の推移について、椎野課長のほうに答弁願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。税の徴収状況の推移について御報告させていただきたいと思います。18年、19年度で比較をしてみますと、現年度の町民税につきましては、97.5%が97.6%の0.1ポイントの増という形になっております。固定資産税につきましては、95.5%が95.6%の0.1ポイントの増、軽自動車税につきましては、92.4%が93.3%と0.9ポイントの増となっております。国民健康保険につきましては、89.9%が91.8%ということで1.9ポイントの増となっております。滞納分につきましては、それぞれ

町民税につきましては約4.2ポイントの増、固定資産税につきましては3.9ポイントの増、軽自動車につきましては3.1ポイントの増、国民健康保険税につきましては、1.3ポイントの増ということで、全税目につきましては、18、19を比べますと収納率は向上しておりますが、まだまだ徴収率、収納率につきましては低いのが状況でございますので、今後、さらに収納率向上のために努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 低いなりにもふえてきたという実績、これは、一時期には課長級以上ですか、課長補佐級以上ですか、職員挙げて徴収に回ったというような例も聞いておりますし、また、国税のOBを入れて取り組んできたというような、成果が上がってきたこともあるんじゃないかなと思いますし、だから、そういう点で、これと別にやっぱり国税を入れたり、それから課長級、動いた成果として何か報告できるものがあったらお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。議員さんの御指摘の国税庁OBという形の部分で、滞納整理指導員という形でもって雇用していただいております。この方につきましては、主に差し押さえ、要するに滞納整理ということで、差し押さえ関係の指導をしていただいております。差し押さえにつきましては、18は行っておりませんので、19年度につきましては、41名で43件の差し押さえ、20年度になります。まだ2月現在でございますが、58名、69件の差し押さえを行っております。これにつきましては、内訳としましては、不動産、それから、預金、それから、国税の還付金、それから、電話加入権という形の部分でやっておりますし、ことしにつきましては、特に20年につきましては、銀行にリンクしまして、預金を直接差し押さえというような形の分の処理を行っております。

また、管理職による夜間徴収につきましては、19年につきましては10月に実施、20年につきましては12月に全管理職の応援をいただきまして、夜間徴収、特にそのまま即収納にはつながりませんが、納税相談を行ってやるという形の部分で、皆さんの協力いただきまして、ある程度の収納率の向上にはなったというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） それぞれ御努力はされているようで、また県のほうも挙げて未納者の対策をとっていると。各金融機関をすべて網羅して、例えば、うちの町に未納者がいても、全県、福岡県内であれば、口座があれば抑えられるというような体制を県を挙げて今とっておるようでございます。

そういうふうには未納者に対する厳しい取り立ては全県挙げて行っているということですが、私、この質問したのは、やっぱりこの中で未納者の中で、もう時効等で、不納欠損処理をした事案がございます。税については、1,600万ほどこの不納欠損処理をしているようですが、この40人程度で、1人頭40万円ほどのお金をチャラにしてやったということになるかと思いますが、この中で、支払えないものと支払わないものに大別されるかと思いますが、支払えないもの、これは、生活保護の受給者になった人とか、自己破産した人とか、それは大体皆さん想像がつくと思いますけど、支払わないものに関して、特に時効が成立したというようなことに関しては、何で時効になるのかという一般の人も多く疑問を抱いております。このような不納欠損処理に関しては、今まで公表してきておりません。我々には知らせてもらっていますが、一般には公表しておりません。公表することによって、どんなデメリットが発生すると考えられるか、担当課長に答弁願います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。デメリットと申しますが、確かに19年、18という形でもって不納欠損を行っていますが、特に私たちの仕事の部分が怠っていたという形の部分で時効になった事案というのもありますし、生活保護に落ちた方、あるいは相続放棄という形の部分で相続財産を、要するに滞納しているということで、相続放棄した形の方でもっての不納欠損という形になっておりますが、特に差し押さえの財産がない方につきましては、私どもは一応分納という形の制約を行っていただいておりますが、なかなかそういう形の部分で分納制約、要するに口頭での約束という形の部分、要するに一応面接はするんですが、文書での確約はされてなかったという形の中での時効という形の部分があるかと思っておりますので、今後そういう形のないように、そういう納税確認という形の部分を今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） これは不納欠損処理を公表することにどんなデメリットがあるかということは担当課長答えにくいかもしれませんが、公表するのは町長の義務かともいえないので、町長にお答えしていただきたいと思っております。不納欠損処理を我々は議会でこういう不納欠損処理しましたということで、税は総務課ですけど、資料もらいますよね。これを広報等で知らせることに意義はないのか、やっぱりそれはできないよということなのか、それは町長に答弁願いたいと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 不納欠損を公表と、額はこれは公表していいと思っておりますが、個人名はこれはもうプライバシーになりますので、これは、また公表という。だから、これは閲覧しても、

不納欠損調書の情報公開条例によって見ることもできます。個人名を消したところで、どれだけのものを不納欠損したかと。基本的には生活保護に入って3年経過した、これに主に不納欠損をした理由で、不納欠損したの多うございます。あとは時効といいますか、行方不明でもうどうしても5年間消息がつかめないと、こういうのも、これは当然もう5年間何も対応できれば不納欠損しなければいかんという形に、それから、先ほど平野議員言いましたように、自己破産ですか、これしたらもう支払いが免除されるという形になりますので、これはこれでやっぱりやっていかなければいかんというような形で、基本的には時効にならないように、とにかく5年間何も接触しないというわけじゃなくて、何らかの形で分納してもらおうと。そして、もしそういう分納がなければ差し押さえをすると、こういう考え方で今税務課の仕事は、私ぜひどんどん差し押さえしないということで檄を飛ばしておりますし、まだ、給与まではいってないから、給与も、払わない人は給与の差し押さえもしなさいと、そこまで、私は檄を飛ばしておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 報酬の差し押さえは20年度9件やってますよ。報酬というか、これは給与も入っておるんじゃないかなと思うんですけど、いいです。これは、5年の時効ということで、いろんな理由があるので一概には言えないんですけども、5年ということは、合併後3年たっておるわけですよ。それで時効になったというのは、やっぱり努力が足りなかった部分があったんじゃないか。その現場の本当にいろんな理由があると思うんで、不納欠損のさっき言った払えないものじゃなくて、払わないものにどういう努力をして、どうしてもできなかったのか、やっぱり努力が足りなかったのか、その辺を担当課長に。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。確かに、その部分払わなかったのか、払うような形をしなかったという形ですが、私ども収納関係が合併しましてから、収納係が4名の体制になっておりますが、その間、払ってもらう形の部分の督促、あるいは催告、あるいは本人への呼び出しという形の分の処理をやってきておりますが、なかなかその分で本人に応じない分につきましては、私どもは差し押さえ予告というような形の分やってますし、差し押さえないについては、こちらのほうで粘り強く来庁を促した形の分をやっておりますが、なかなかそういう部分で私の努力も足りない部分もあろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 時効の中断の関係ですけど、文書を送ってしたら時効の中断になるんじゃないかなというけど、そうじゃないらしいです。督促しただけでは時効の中断になら

ないという、その辺がちょっとよくわからないんで、担当課長わかればお答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。督促状発送につきましては、その分の時期までは時効の期間がありますが、それ以降はもう要するに督促納期 1 カ月後の形になっておりますので、そこはなりますけども、これは時効の中断と、それを出したために時効の中断ということにはなっていないということになってます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） なかなかわかりづらい、時効の中断の部分はわかりづらいものがありますが、不納欠損処理した中で、固定資産税の未納がある方がいますよね。固定資産税があるということは物件が差し押さえできるんじゃないか。差し押さえできない理由についてお答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。差し押さえできない分というか、一応固定資産がありましたら差し押さえという形で前提しておりますが、それを差し押さえして購買することによって、本人の生活に影響を与えるという形については、差し押さえの部分の禁止という形になってますので、その判断がちょっと難しい部分があると思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 固定資産が所有で、法人が持っているのが幽霊になっているのが大分あるんです。もう法人が消滅してそのまま残っていると。そういうのがもう差し押さえしてももう意味がないという形になるし、そういうやっぱり倒産した会社の所有とか、そういうものがございいます。そういうことで、差し押さえできない部分もございいます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） そういう案件もあるかと思いますが、やっぱり本当は、これは個人情報保護条例とかいろいろあるんでしょうけど、これは、滞納者は公表するとかいうことは基本的に名前を伏せて、やっぱりこういう金額、こういう人がいるということは公表できないものかという、やっぱりもう本当に真面目に納税しとる人にとって本当に腹立つ事案だという気がするんで、やっぱりできることとできないことがありましようが、やっぱり本当にできる限りの努力をしていただきたいと思います。本当にそう思います。

最後に税ではないんですけど、町営住宅の使用料の滞納分が1億5,000万、さらに住宅新築資金等の貸付事業の返済滞納が5億7,000万、これはもう御存じのとおりですが、こういうものがあるということで、町民の中には、税金ももちろんそういう滞納があるということで、



不公平感もある。こういう滞納に対する不満がうっせきしております。本当に町長以下、執行部、税務課挙げて御努力をお願いしたいと思います。

これで、税の不公平性についての質問は終わります。

次に、未登記物件の処理状況について。未登記物件の処理状況の進捗状況と問題点を問うということで、担当課長からとりあえず御説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 総合管理課、落合です。未登記物件についての進捗状況、問題点について簡単に述べさせていただきます。

前管理課によります合併時点での公表の筆数は約1,100筆とされております。その後、機構改革で所管課が総合管理課となりまして、現時点までの処理件数は261筆を処理しまして、本年2月末で839筆となっております。登記率という形であらわせば約24%の進捗状況にあります。

それから、問題点なんです。昭和50年ごろから古い事業での負の遺産でありまして、当時の契約者とか登記簿上の所有者についての方々が、次々に亡くなられて相続関係が発生するという事案が相次いでおります。また、第三者に所有権が移転するという問題も起こっております。

また、その反面、事務を行っています管理系の職員については、非常な難しい案件を片づけてきましたので、事務処理能力はものすごく上がっております。しかしながら、これから先、来年度で退職する職員もおりますので、現状の事務体制が維持できるかなというところが問題にならないかと思っております。また、共有名義とか、登記不可能が物件も多々ありますので、この問題についても、先々どう処理するかということも考えなくてはいけないだろうと思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 落合課長と話した中で、順調に進んでおる部分もあるようですが、特に測量のほうはかなり筆数が進んでいるということですが、相手方との交渉、これは1人1人時間がかかることです。これは、話し合いに人が足りないんで、要するに、測量はどんどん進んでいるが、話し合いが人が足りないんで進まないということで、登記が遅れているというような事態があるようなんで、これを私がいつも言っているように早く処理しなければ、先ほど言った所有権が移転したり、登記不可能な物件も出てくるというようなことになっているようなんで、まず、人数をふやす部分を集中して、交渉役、交渉系の人数をふやす、また、税務課のほうでも、課長級御苦労ですが、その辺まで増員してでも早期処理に結びつけるつもりはないのか、町長にお答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応着実に今やっておりますし、ケース・バイ・ケースでは、それぞれの職員にお願いして行ってもらっておる場合もございます。私も事実何回も行って、私が行って承諾をもらったところもございますし、課の判断によって、この人がいったら承諾もらえるんじゃないかというふうなことで、職員にも協力はしてもらっておりますし、そういう形ですべて貼りつけるというわけじゃなくて、協力もらえるところは、事業の関係等々で関係した職員の方々とか、私もそういう形で苅田町のほうに行ったり、それから、先般はまた町内のほうに行って承諾書もらったと、そういう状況もございますんで、逐次やっぱり担当課の判断に任せて応援がほしいというときには言ってくれということで頼んでおるわけでございます。そういうことで、今後もそういう方向で行きたいと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 努力はして職員も町長もみずから動いているということですが、このままのスピードでいって何年ぐらいかかりそうなのか、担当課長お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 総合管理課、落合です。旧管理課の時代から年間目標を100筆という形で定めてやっておりました。18年におきましては、それほど進捗状況はなかったんですが、19年度は約100筆ほど予定どおり片づけております。今年度につきましても、ほぼ100筆は可能だろうというふうに今の現状では思っております。

ただ、これから先に先ほど申しましたように、登記不可能な物件というのかなり出てくるように思われます。まだ、一筆ずつの正確な精査を行っておりませんので、はっきりした数字はちょっと申し上げられないんですけれども、そういう物件もあるとして、それを差し引けば、この調子でいけば、あと5年ないし6年で片づくのではないかと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） ちょっと問題点、五、六年ということで、1年でも早くしないと、これは本当に問題があるかと思いますが、道路で一応借り上げている未登記の分に関しては、一応税の対象外、要するに非課税扱いにしておるようですが、中には、番地を2つか3つに分けますよ、道路と田んぼ1筆を分筆するときに、道路は当然は買い上げたわけですから、登記はしてませんが、買い上げたわけですから、税の対象外に、非課税にしているわけですが、その全筆非課税扱いにしたというような事例もあるらしいんで、こういう問題も発生するわけです。だから、本当にもうちんたらやりよると、さっき登記不可能な物件もある。こういう非課税扱いにしてしまった案件もあるというような、これは処理はしたというふうには聞いてるんですけど、こういうのが見つかったんですよね。だから、そういう案件もあるんで、これは本当にあのときに100条委員会設置しなければならないような大問題やったんですけど、これはまだすごい問

題も含めてます。また、買い上げた土地が何十年もたっています。それで、今測量してありますが、測量をし直したときと、買ったときの面積の違いはないのか、あれば、一番大きく違ったらどのくらい違うのか、担当課長にお答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 総合管理課、落合です。実際に用地を購入する場合には、丈量図で買ってありますが、事業確定後の確定測量を行ってないという面もあります。また、当時の測量技術と現在の測量技術では大幅に差がありますので、実際に差が出ている事実はありますが、それほど大きな差が出たという事案についてまだ聞いておりません。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 今まで調査した中で資料があると思いますので、また資料も見せていただきたいと思います。この違いがどの程度なのか、今具体的に数字を言ってもらえなかったのが、ほとんど違いがないということであれば問題ないんですけど、大きく違えば、地権者が儲けたのか、役場が儲けたのか、役場が損したのか、面積が違えばそういうことも発生してきますし、税のほう、固定資産税等にもかかわってきますので、そのとこまた次の機会に質問を継続したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 今の部分でちょっと忘れた分がありますので申し添えます。実際に登記になりますとは、今実測が現状ですので、登記上に登記する場合は測量いたしますから、当時の面積とは違うのは確かですけど、課税上では問題はないと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 課長の追加答弁で、もうそれはよろしうございます。また資料をもらえればもらいたいと思います。

次に、職員及び特別公務員の政治倫理についてということで、これ時間がもう10分切りましたので、ちょっと簡単に行かせていただきます。職員に関しては、地方公務員法で規定がありますので、違反するとどうなるかというのはわかったことですが、現実らしき行動を見受けたこともあります。だから、そういうことがないように、指導監督、管理監督するのは町長の立場だと思いますので、町長のまず見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 地方公務員法では、職員は中立的でなければならないと。しかし、地位利用以外のいろんな選挙ございますけれども、例えば、支持団体等に加盟しておいて、その地位を利用しない運動であれば、公職選挙法にかかるのは、地位利用した運動は公職選挙法にかかるということで罰則規定ございます。

それから、選管の職員と税務課の職員は全く選挙運動してはならん、これも公職選挙法の中に定められておるわけでございます。地公法の中では、これが罰則規定ないということで、倫理規定になってくるんで、どこまでがその地位利用か。例えば、労働組合に属しておって、例えば推薦候補がある、そういう人たちの運動するという、これがどうなるのかということは、ちょっと非常にここ見解難しうございます。だから、やはり基本的には中立を保つべきであるというふうには私は考えておりますし、特に公職選挙法に違反したら、これはもう即失格だと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） ちょっと観点が違うと思うんです。地方公務員法第36条に政治的行為の制限というのがあります。この中の2項1目の中に、公の選挙または投票において、投票するように、またはしないように勧誘運動をすること、これは禁止事項になっておるわけです。また、一般の人が職員に頼むぞということも、町長が直接職員に頼んでもこれはだめだという、これは3項のほうにもそういう規定があります。場合によるということじゃないんです、これ、政治的行為の制限という項目が36条の中にあります。だから、町長がそういう認識では、職員をきちんと取り締まれないじゃないですか。それは、自分が幾ら労働組合の出身で支援してもらうことがあるかもしれんけど、それはやっぱりやったらいけんことはやったらいけんというてきちんと職員に指導すべきです。しなければ、公務員がもし仮にやった場合は、違反をみずから助長することになるやないですか、どうなんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） だから非常に難しいんです。投票行動と後援会に入るといふ、いろんな問題が出てくるんで、そのこのとこ、ここで私は議論をしてほしくないんです。本当は、政治的中立を保たなければならないという形で、選挙運動してはならんという形になるけど、あとは後援会活動、後援会員になってもいいとか、そういう話も出てくるわけで、非常にこれ難しいわけです。

だから、少しは罰則規定がある法律があれば、どうなるかなと思うんだけど、全くこれに関しては罰則がないんですよね。公職選挙法は罰則があるという形になっております。

だから、非常にそのこのとこがあやふやなところが、地公法の中にはあると。地公法の中では罰則規定があるのはたしか55条のとこだけではなかったかなと思うんですけれども、そのこのとこ非常に法改正をもしやってもらえれば僕はありがたいがなと、このように思っております。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 後援会入会とか、それはいいとか言うけど、活動したらいけんということなんです。個人的に投票するとか、個人的に入会するとかいう分には何も問題ないん

です。人に言ったらいけんということ、だから、それをちゃんと指導してくださいといゆるんです。もう公務員たるもの、先ほど言った、公正・公平・中立じゃなければいけません。だから、なんぼ労働組合の出身であろうと、それは町長として指導して、あなたたちは職員だから、地方公務員法を守りさいよと、やっぱりそれはきちんと指導してもらわにゃ困るんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） それは、もう当然のことございまして、私は労働組合から推薦も受けておりませんし、そこところは念のため、ほかの首長は、受けておる首長はおりますけども、私は一切推薦は受けておりません。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） きちんと指導してくださるものと信じます。

次に教育長、教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第20条の中に、所属の職員を指揮監督するという条項がございます。私も知りませんでした。教育公務員という公務員らしいですね、教育長は。実際はもう特別職ということで私は質問させていただきたいんですけども、教育委員の中にも、やっぱり前回の選挙で動いたという人も話を聞きます。教育委員会というのは、やっぱり教育委員会委員たるもの、あくまで政治的には公平・公正・中立、先ほど町長以上に教育行政に携わる者は、公平・公正・中立でなければならないと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 平野議員おっしゃるとおり、教育公務員という名称で呼ばれていますが、普通の公務員以上に私はその選挙に関して、政治活動に関しては厳しい制約がされなければならないと。それは教育のやっぱり中立性を守る、国民の信頼を得るためにはやむを得ないと思います。教育委員もそれに準ずるといふふうに考えます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 公選法の中にも137条に教育者の地位利用の禁止ということで、これは校長、教員を主にうたっているものですが、これを指導する立場にある教育委員ですから、もちろん今教育長がお答えになったように、そのようにしていただかなければならないわけですが、やっぱり誤解を生まないように、教育長は教育委員会の中で、やっぱり御家族にも御指導いただけるようにしていただけるとありがたいです。やっぱり誤解を生むんです。御家族が動くと、教育委員は動かないでも、教育委員の家族が動けば、教育委員が動いたと一緒のことになりますので、その辺のお考えはどうですか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 私は、教育委員本人自身今ずっと考えておりましたが、家族までそれが及ぶのかというのは、倫理上の問題もあろうかと思えます。考えさせていただきたいと思えます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 指導を教育委員会の中で、そういうふうな話も私の中で出たということで、厳しく御家族を強制するというわけじゃないですけども、やっぱりそれは自重をしていただくようにぜひお願いしておきたいと思えます。

これで質問を終わります。

議長（成吉 暲奎君） お疲れさんでございました。

.....

議長（成吉 暲奎君） 皆さんにお諮りします。あと残すところ、昼休みまでは15分ございますが、あと1件、10番目の西畑議員の質問が残っております。私はこのまま続行したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、10番目に7番、西畑イツミ議員。

議員（7番 西畑イツミ君） まず、質問に入る前に訂正をさせてください。 の地番1080番5は、1081番の5に訂正させてください。それと、 の住民監査請求制度についての質問は取り下げをいたします。後日担当課長にお聞きしますので取り下げをお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） わかりました。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） ことし初めて定例議会のトリをさせていただきます。トリをとるのは大変なかなか難しいんですが、最後の質問者ですので、休憩なしでいきますので明確なお答えをお願いいたします。では、通告に基づきまして質問をいたします。

新聞報道による解放同盟移転補償について質問いたします。新聞報道によると、部落解放同盟豊前築上地区協議会と町が2006年9月から計6回にわたり補償費の配分を話し合った。協議会から補償費増額を求める要望書が町に2回出され、その一方、県も補償費を3回に分けて計約600万円上積みしたと書かれております。

昨年の3月議会の厚生文教常任委員会ではこの説明がありませんでした。議案に対する判断材料になる重要なことなのに、なぜ説明がされなかったのかをお答えください。また、町長は、昨年3月議会の初日に行政報告で県道豊津椎田線、この改良で船田集会所ということで、今船田の支部の集会所と、それから解放同盟の地協の事務所ということでしておりますが、この建物をこの改良工事で壊すというふうなことで、関係者とお話し合いをしながらしていったら、あと船田集

会所については建設をしてほしいと。しかし、解放同盟については移転補償で一応それで建物はもう要らないということで、自分たちで確保したいということで、移転補償がほしいというようなことで、関係市町村の方と一応協議をしながらやっていくということで、ほぼ了解点に達しておりますけれども、最終的に契約をやっていかなければいけない。このようなことで、その契約がなったときには、また議案として、いわゆる収入支出の分をお願いしていかなければならないと、このように考えておるところでございますと言われておりますが、このときも、何回話し合ったのか、要望書のこととも言われておりません。なぜなんですか。行政報告は詳しく説明する必要はないのか、そのことについてお答えください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 何回とか、そういうことは全く頭になかって、土木事務所との話し合いをこういうふうにやっておると、こういう形でまとまってきたということで、これはもう御報告ということで、あとは議案に出しますので、よろしくお願ひしますと。そういうお願ひをしたわけでございます。別に意図的なものはございません。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 意図的なことがないと言われましたが、議員はこの案件について大事な考える材料になるんです。だから、そういうことが行われてるといえば反対する方もいらしたかもわかりませんので、そういうことのないように、今後気をつけていただきたいと思ひます。

また、6月議会では、集会所の予算の補正がされておりますが、そのときでも説明ができたはずなんです。だから、今後そのようなことのないように気をつけてください。

新聞報道によれば、集会所は1月に解体され、約5キロ離れた別の町所有の集会所に移転したと報道されています。その集会所の使用料はどうなっているのか、有料なのか無料なのか、また、約5キロ離れた別の場所とはどこなのかもお答えください。町の施設には入らないと言っていたのに、なぜ町の施設に入っているのでしょうか。自分たちで建てると言っていました。そうすれば補償金を支払うのがおかしくなるのではないのでしょうか。町長お答えください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

人権課長（竹本 正君） 人権課の竹本です。今御指摘の集会所につきましては、安武の下原地区教育集会所をというところだろうと思ひます。御存じのように、この築上町では、公の施設のうち、町が直接管理をする建物以外は、指定管理者のほうに指定を委ねております。そういうことで、この施設につきましても、下原支部長が指定管理を受けて管理をしているところでございます。したがって、料金徴収というのは、指定管理者が行っておるところでございます。利用料金につきましては、先般聞き取りをいたしました結果、支払いがされているということでござい

ましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 支払いをされているということなんですけど、その安武の下原地区教育集会所というのは、椎田道路の築城インター、双子池の近くにある集会所のことでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

人権課長（竹本 正君） こちらから、寒田のほうに寒田下別府線を上っていきますと、椎田道路がちょうどガードとして上を通っております。それを越えましたら、育苗センターが右側にあるのを御存じかと思いますが、その育苗センターの横を西のほうに、山手のほうに入っていく、集落を突っ切って入っていく道があるんですけど、大体その付近ということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 現地に行ってみましたし、双子池の近くであるし、県道寒田下別府線を通って築城インターの信号のあるところを曲って行って探し当てたんですけど、わかりました。その場所で見るとということがわかればいいです。

次に、県の市町村支援課は、集会所は行政の財産であり、通常は賃借人に権利はない。県内で行政が借地人に金銭を支払ったケースは聞かないとしております。この見解について、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 県の見解は、私は一般的な見解だというふうに考えております。この集会所の経緯を申しますと、これはもう新聞の名前言ってもいい、西日本新聞社が書いた記事でございますけども、説明不足のところが多々あるということで、非常に多くの人たちに誤解を与えておるといふのを冒頭申し上げたいと思います。

というのも、昭和44年に同和対策事業特別措置法が施行されました。そして、この部落解放同盟の組織のために、豊前築上に一つ自分たちの活動の拠点をつくってほしいという要望が、当時の1市5町のほうに要望があったわけでございます。そこで、1市5町の首長の皆さんはよからうというふうなことで、この解放会館を建設したという経過になっておるわけでございます。

そこで、じゃあ、どうして椎田町が受け持ったかということをお申しますと、ちょうどやっぱりこの同和地区がそれぞれありますが、真ん中近所になるということで、椎田のほうに一応この拠点を構えようということで、これが、事業が45年度の事業で建設がされております。そのときの予算は、豊前築上地区に配分される同和事業の予算が全体でも1棟、この建物を建てるぐらいの予算の規模しか、それぞれの町に配分がされてなかったということで、この予算を集約し



て、全部ここの建物に持ってこようということで、1市5町の了解点が得られてつくっていったということで、それ以来、あと建設以来、部落解放同盟が事務所として利用してきたと。そしてまた、ちょうど船田支部というのがその近くにあります。この船田支部の集会所も兼ね合わせてということで、町のほうも全体的に予算は1,063万2,000円ほどかかっています。その中で、国の補助金が3分の2、702万円、それから、同和対策債、これが360万ということで、そして、これを返すときに、町費が2割ほど要ります。この返す、これはたしか15年の償還だと思いますが、この元金の返還金が72万というふうな形になっております。そして、起債の端数の分は10万未満は町で負担しなければなりませんので、1万2,000円、これはすべて町費にかかわる、地元にかかわる分は旧椎田町が負担しようということで、1市5町で了解点は達しておると。集会所をつくるとか、そういう問題もありません。そして、土地も旧椎田町が、一応この会館の土地は購入して提供しようというふうな形になっておる。土地はあくまでも椎田町の土地だというふうなことで、そして、ちょうど県道改良の話が今からもう六、七年前ですか、前町長時代から出てきておりますが、なかなかこの登記が今築城町のほうで問題になっておりますように未登記でございました。所有者100何人に及ぶような、相続をやっていけば100何人に及ぶと。これもようやく平成15年だったと思えますけれども、すべての案件を片づけ、最後は全部裁判で自己取得というふうなことで、裁判所から判決をいただき、そして、すべての権利者の同意が得られたということで、椎田町の所有になったわけでございます。

そして、あとは県道改良の話は土木事務所と詳細に詰めていき、そして、補償金額の話も、本来なら、町としては同じものを建てて、この地域改善、差別解消のために使っていきたいと考えておったわけでございますけれども、なかなか土木事務所の算定額では約6,000万ぐらいの、5,600万か6,000万ぐらいだと思います。これでは到底、今の事務所の復元はできないということで、どうするかということも解放同盟のほうとも協議をして、それから、船田支部との協議もいたしました。そういう形の中で、船田支部では、ぜひ集会所は必要だということで、その金は残し、そして、あと解体費、これが約解体費といろんな形で町が支出する経費がございませぬ。その分を引き、大体3,000万が一応残るといふふうな形で解放同盟との話をしていたと、補償費と。そして、200万は解放同盟の動産の補償関係でございます。そういう形で3,200万ということで、もうすべてが、全部町が3,200万補償費払ったとか、詳細にわたる記事になっていないということで、非常に誤解を与えた面で、これを全国のいわゆるネットから町のほうに抗議が来ております。何でと。そして、この土木事務所との協議をする前に、それと解放同盟の協議をする前に、1市5町はもうございませぬので、豊前市と上毛と吉富、了解点を取りまして、とにかくこういう問題で片づけますよと、これも私は新聞に書いてくれということで頼んだけど、これは書いてもらえなかったという、そういう現実もございませぬ。

これがすべての、今申した形でございますし、これは、町民の皆さんにも理解を得るために、再度広報で漏るる説明を、次の4月号してまいろうと、このように考えておる次第でございますし、あと補足すれば課長のほうから答弁させます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 今この集会所建設の経過、経緯、それから、なぜ3,200万円を支払うようになったかということをお話されましたが、この件については、委員会で説明をされてないんです、委員会で、3,200万なるということは。そのこのところのやっぱり説明不足が、いろんな町民の不信というか、そういうのにつながるんじゃないかと思います。

やはり、説明するときはきちっと明確に説明していただかないと、大変抗議がかかって困っているとされるけど、やはり私たち委員会でも聞いておりませんので、この新聞見て、ああ、何で3,200万いつなったのというふうに思いましたので、そのことのないように、重々お願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 委員会では説明しておりますよ。当時の担当課長、吉田課長がちゃんとそれは言っておりますので、多分私はしておると。だから、こういう重要な問題は委員会でこういうふうにやりますよということですのでしておりますし、多分これは西畑議員の記憶間違いではないかなと思ってます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） いいえ、委員会の議事録を取り寄せたら、もうほとんど録音ができなくて読めないような状態なんですけど、私は大抵委員会で話されることは筆記します。その中にはありませんでした。200万上乗せする話は。だから、そういう話はやはりきちっと委員会でそういうふうに補償、動産について補償を200万するならするできちっと言わないと、3,000万という数字しか言われてないんです。そのこのところを間違いのないようにしてほしいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 前の担当課長。

生涯学習課長（吉田 一三君） 前人權課の吉田でございます。今の件につきましては、A4の資料で説明をさせていただきまして、補償額から消去方式という形の中で説明をした経緯の中にあると思います。そのときの説明の内容につきましては、補償額かということもあったと思いますし、今の町長が言いました物件移転につきましては、下のほうの項目のほうに、物件移転につきましては所有者がいますのでという表現をさせていただいたというふうに思ってます。

ただ、私今全く自分で個別の資料持っていませんけえ、いつの委員会かというのはお答えでき

ませんが、委員会の中でその件につきましては説明しました。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 録音がはっきりされてませんので、ここでしたしない言っても仕方ありませんので、私はされてないというふうにとらえたのでこの質問をしました。だから、それはそれでいいですから、今後きちんと言ってください。そうしないと、判断材料が狂います。これ大事なことです。税金なんです。今物すごく税収が落ち込んで大変大変って言ってるんだったら、200万というわずかなお金に思われるかもしれませんが、大変貴重なお金です。だから、そこのところを間違いのないようにきちんとしてほしいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町の金は一切出てきてないんですよ、これは、わかりますね。全部県の土木事務所からいただいた金で、これの配分を3,000万はもう移転補償ということで、もう椎田町からの分、今築上町ですけど、この分はもう町はつきりませんよということでの移転補償。それから、200万はあすこにあった植木、それから、プロパン庫とか、それから、机とか、いろんな移転費用、取り壊し費用、これは、解放同盟のものと当初からあったわけでございますけども、それも一括して町のほうに土木事務所のほうがもうまとめて受け取ってくれということで、受け取ってその分が200万の動産移転というふうな考え方で、あと1,000万円が船田地区の集会所をつくるお金、それで、あとは取り壊しの費用の設計から取り壊し費用というのが主な残りの金額になるということで、県から約6,000万ほどいただいておりますが、それをそういうふうな配分をしながら、最終的には道路改良をしてもらうような形に落ちついていったということで、町費は一銭も出しておりませんし、県からの補償金と、いわゆる道路改良に対する補償金、本来なら1億を県がくれれば、これは、もう一回建てられるお金なんですけれど、そんなに県は査定が出ないということで、もういたし方なく解放同盟のほうも、もう建てないよということで了解していただいたということで、3,000万円であとは借るなり、自分でちっちゃい何か建ててくださいよということで、これも、最初がこの新聞報道、町のもの、町のものというふうに、これは豊築です。豊前市、それから、築城町、椎田町、それから、大平村、上毛町、吉富町が合議でつくった施設で、解放同盟の事務所にしてやるということで当初つくったのがこの建物でございます、これがもう全国から抗議のメールが来て、はたはたもう私ども迷惑しておるといのが、この新聞記事でございますんで、皆さんそれを理解していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 今、部落解放同盟、豊前築上地区協議会の事務所にするといって建てたものなので、この補償は道路改良に伴う補償費なんで、別に問題はないと言われました。でも、私は、去年の3月議会で、無料で部落解放同盟、豊前築上協議会が事務所として長年使用

してきたこと、町も任意団体であるのに賃貸料を払ってもらわないことの異常さについて、委員会の中でも言いましたし、最終日の本会議の中でも反対討論いたしております。38年間もの間無償で使ってきたこと、それから、県道拡張に伴い建物を壊すことにより、運動団体に補償金を支払うこと、これは、金額のいかにかわからず、町民として納得できないことであり、本来集会所の目的から逸脱した状態にあるにもかかわらず、こうした支出をすることは不当支出を言わざるを得ないということで、私は反対しました。改めて指摘されているように、道路拡張に伴う補償費を支払うことについては、行政財産の使用を定めた地方自治法に違反すると私は思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今申したのは、通常一般の場合、県の見解がそういう見解なんです。普通の町の行政財産をという形、当初の目的は差別解消のためにつくった館だと、これは部落解放同盟の運動のためにつくった館だと、大阪の例とは違うんです。大阪は、ほかの目的でつくってその中に入り込んでおったということでございますけれども、それを何もかも一緒に混同して、あなたが、そのところをそういうふうな言い方すれば、私は見解の相違としか言いようがないわけでございます。私はやっぱり差別を何とか解消しなきゃいかんということで、長年当初つくったときの首長の皆さんたちが何とかせにゃいかんということで、この会館をつくり、そして、同和運動をちゃんとやっついこうということでつくったのがこの会館ということで認識しておりますし、町民の多くの方もこれは認識してる。そして、たまたま旧椎田町にあるから、椎田町が代表選手で補助金をもらい、そして、起債も借り受け、あとは、少しは集会所、船田地区の集会所のために使おうということで、あとの少しの出費は椎田町が賄って、土地もそのかわり椎田町が何とかしようということで、このときに、1市5町で合意がされたというのをあなたは頭に入っていないということで、これを頭に入れていただきながら、未は解放同盟の運動の拠点だという感覚で、これを新聞が伝えてくれればいいんですけど伝えないんで、その1市5町の合議のもとで、そして、たまたま椎田町は代表選手で引き受けてやったんだよということが報道されればいいけど、なかなかそれはしてくれないんです。僕は厳しく言ったんです。これ書いてくれということで言ったけれども書いてくれないということで、説明不足のところがあるから、きょう本議会でぴしゃっとした形で私は、あなたの質問に対しての見解を最初から申し上げたいと。誤解を皆さん持ってもらったら困るということで、広報でもちゃんとした形で最初の経過から、今回の売買、補償金のこれの支払いに至ったまでを、私は正確に書いていこうと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） この船田集会所が同和問題の拠点、差別解消にするための拠点地

だと、だから補償費を払ってもいいと、誤解を持たないようにと町長は言われますが、その当時は、運動団体の拠点地として建てたかもしませんが、法律からいくと、行政財産の使用を定めた地方自治法に違反するのではないかと。これは大阪地裁が行政財産の使用を定めた地方自治法に違反し無効と指摘しております。だから、私は、これは行政財産の使用を定めた地方自治法に違反するのではないですかって言うてるわけです。運動団体の拠点であろうと何であろうと町の財産ですから、補償費を払うということについては、やはりそのところはきちっとしてないと、拠点地だったら払っていいという理由にはならないと思うんです。自分たちで建てると言われたのに、別の集会所にいるということもおかしいんじゃないかなと私は思います。

同和行政は、特別対策から一般対策に移行しました。特定団体だけに利用させるような現在の同和政策のあり方とは矛盾しているというふうにも、この解放運動を長年研究してきたという藤田敬一元岐阜大学教授も言うております。だから、私はおかしいんじゃないですか、違反してるんじゃないですかって言うてるんであって、その拠点地が云々ということじゃないんです。自治法に違反しているんじゃないですかって言うてるんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私は建設した経過から、経緯から、たまたま旧椎田町が代表選手で引き受けていったんだということで、それぞれの市町村にも了解をとってこういう処理をするがいいかと、これはもう歴代ずっと使ってきているのは事実だ。だから、そういう形の中で、当時は解放同盟1本しかなかったんです。それが、今はいろんな運動団体できております。そういう形の中で疑念が出てくるのかもわかりませんが、大阪の例とはこれ違うんだということを理解してもらわにゃいかん。大阪はほかの目的でつくっちゃったやつを、解放同盟が入り込んで、違反というふうな形で出てきた判例があるかわかりませんが、これは基本的には地区、地域船田集会所と、それから、解放同盟の事務所を兼ねた形で当初からつくったんだということで、このとこ、法律違反かなんかというのは、これは私は見解の、あなたは法律違反と思っているけど、私は柔軟な形で現実的な対応をやっていくと。一般的には、これは当然法律違反になる場合もあります、実際。だけど、この経過は、非常にもう昭和45年ですから、40年以上たっているんです。そういう形で、そして、あとの中の運営経費は町は一切出しておりませんし、電気代とかそういうのは出しておりません。そういう形の中で、運動団体への助成も昨年、一昨年からすべて廃止をしておりますし、そういう形の中で全部自分たちで運営してきた形もあるわけでございますし、とにかくそのとこ理解をしてもらいたいというふうに私は思っているけど、今あなたが法律違反というふうな指摘をすれば、私は法律違反ではないとかしか言いようがございません。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 法律違反ではないというふうに町長言われますが、この地方自治法の第23条にはっきりと書かれております。237条の2に、普通地方公共団体の財産は、条例また議会の議決による場合でなければ、これを交換し、趣旨の目的として、もしくは支払い手段として使用し、また適切な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと。だから、私はおかしんじゃないですか、違反してるんじゃないですかって言ってる。で、町長は、それは見解の相違というふうにいつも言われます。そういうふうに言われますので、ここは幾ら議論しても、多分平行線で時間はどんどん過ぎると思います。皆さん大変お腹すかせております。私もお腹すいておりますので、このことについては、再度私ももっと勉強いたしまして、町民にわかるように説明をいたしたいと思います。

次の質問の地番1081番の5、それから地番1080番の3について、権利関係がかなり複雑です。先ほど言われました、町長、所有にするために裁判にかけて大変だったと言われましたが、すべてもう築上町の所有になったのかお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

人権課長（竹本 正君） 人権課の竹本です。当然売買に当たっては未登記のまま売払うにはいきませんので、先ほど町長申し上げましたとおり、平成16年に相続関係で一部未登記であったものが整理をされております。現在、福岡県が買い取った段階では、すべて築上町の財産であったということでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 次に、補償費がここに新聞に書かれておりますが、2回に分けて支払うことになっております。いつだれに支払ったのかをお尋ねいたします。何度も言いますが、委員会での説明は、補償費は3,000万円だったんです。だから、2回分けて支払うことになれば、どの金額でいつだれに支払ったのかをお答えください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

人権課長（竹本 正君） 引き続きお答え申し上げます。最初団体との協定の中で補償費3,000万につきましては、7割をさきにお支払いをすると。残りの3割につきましては、県からの物件移転補償費の精算がなされた段階でお支払いをすると、そういう協定になっております。

したがって、2,100万、7割、補償費の2,100万につきましては、昨年度予算で支払いを済んでおります。20年の4月の8日に、支払い先は、部落解放同盟築上地区協議会の代表者口座への振り込みということになっております。あと残りの900万につきましては、まだ支払いが済んでおりません。それとあわせて工作物の補償費の139万2,900円、これもま

だ支払いをしておりません。

動産移転費とそれから立木の補償費、合わせて64万9,000幾らかにつきましては、既にもう支払いが終了しております。現在残っているのは、移転補償費の900万と、それから、工作物の補償費の139万2,000円ということになっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい、わかりました。7割が既に支払われている。それも、協議会の代表者の口座の中に支払われている。残りの3割はまだ県の査定がなされていないので、なされた後に支払うということ。自分たちで建てると言われてたのに、なぜ建てないでいるのかという疑問がまたわいてきますが、それはまた後日私もきちっと調べた上で町長に。そしたら答えてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 協定の中で、建ててもよし、どっか借りてもよしという形で一切町はもういらん世話やきませんと。これが、いろんな形で移転する場合の条件なんです。そこに事務所を持っておったり、住んでおったりするときの移転補償というのは、あとは自分で建てるなり、借りるなり、たまたまその支部の集会所を有償で借りたと。これ豊前に持っていってもいいし、どこに持っていってもそれは解放同盟の勝手なんです、逆に。だから、町はそこまでは関与できないということになっております、協定の中では。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） ちょっと理解しにくいんですけど、協定の中ではと言われましたが、建てるということで私は補償金が支払われたというふうに理解してました。建ててもよし、借りてもよしということですので、これはまた決算のときにどういう支払われ方がしたのかを聞きたいと思います。

最後に、1,800万円で集会所が建設される、船田集会所がされるということですが、これは、地域の住民の皆さんたち、自治会が利用する集会所なのかをもう一度お尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 1,800万円もこれは新聞がうそでございます。1,000万円がその集会所の予算でございます。それは、船田支部の皆さんが利用する集会所と。他の地区の支部は全部集会所持っておりますけど、船田支部はございませんので、集会所をつくってほしいという要望で1,000万円を町のほうで保留してこれで建設するという状況で、多分6月か9月予算には上がると思います。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 私は委員会の中でたびたびこの集会所は運動団体のじゃないですかと言ったときに違うと町長言われましたよね。だから、町が建てたとしても、その運動団体が利用するということですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 解放同盟の本部は使用しないけれども、よその支部は全部集会所を持っております。そういう形で船田支部だけは共同で今まで使っておったということでございますけれど、取り壊したから支部の会議所がなくなるということで、支部は絶対に集会所をつくってほしいという要望がっておりますんで、お金を留保して、土木事務所からもらったお金を留保して、この支部が使う集会所は町の責任においてこれはつくりますということになっております。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） わかりました。もう時間も押し迫っておりますし、次も質問もしたいので、これでちょっと不完全燃焼ですが、打ち切りたいと思います。

次に通告しております予防接種について質問いたします。肺炎球菌ワクチンの助成制度の創設についてですが、高齢者は肺炎にかかりやすく、肺炎にかかれば重症化し、最悪の場合は、死亡、亡くなられることとなります。インフルエンザの予防注射と一緒に肺炎球菌ワクチンを接種することで効果が上がるとお医者さんも言っております。この肺炎ワクチンは6,000円から8,400円と1万円近くかかるため、インフルエンザの予防注射と一緒にしたらよいと言われても、負担が大きくて、なかなか皆さんが受けられないのが現状です。肺炎球菌ワクチンの助成をしている自治体は、自治体が補助することで大幅に肺炎で亡くなる人を減らせた、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを接種することで効果が大きだと、そして、医療費の削減にもなっているとっております。

そこで町長にお尋ねいたしますが、この肺炎球菌ワクチンの助成制度の創設を考えますか、どうですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今のところ考える気持ちはございません。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 考える気持ちはないというふうに言われますが、医療費の削減にもなるのですから、ぜひ考えていただきたいと思います。全国で72自治体が取り組んでます。また、県下では、宗像市、古賀市、篠栗町が実施していますので、ぜひ全国の取り組みを見られて検討していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 本町の財政状況、議員も知ってのとおりでございますし、この宗像、古



賀、篠栗というのは非常に税収の多い所でございます。そういう形の所がやっても、うちはなかなかやっぱり1つ制度をつくれれば、これはもうずっと永続的にやらなきゃならんという形になりますので、財政問題等も考慮しながら検討するけど、非常に今難しいということをお答えして、だからできないという返事をしたわけでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） そんなふうに言われるとやはりここで終わるわけいなくなるんですけど、例えば、75歳以上で築上町で対象者が1,000人いるとしても300万円なんです。だから、検討しないんじゃなくて、前向きに検討して、今2009年度の補正予算が国会にかかっておりますが、それが通ればまた補正がつくわけですから、検討材料はいっぱいあるわけですので、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思ひまして、私の一般質問、これで終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これで、本定例会でのすべての一般質問は終わります。

・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さまでございました。

午後0時30分散会